

## 修道会領地処理問題

——米系糖業資本の対比進出との関連で——

永野善子\*

### The Friar Lands Question in the Philippines: With Special Reference to the San Jose Estate, Mindoro

Yoshiko NAGANO\*

This article discusses the friar lands question in the Philippines during the early American colonial period. After the United States had taken possession of the Philippines at the turn of the century, the colonial government purchased haciendas and parcels of land owned by three religious orders to put an end to agrarian unrest in the Tagalog region. The Friar Lands Act was enacted in 1904 to regulate the procedures of land redistribution by the colonial government to former tenants of these friar lands.

The colonial government, however, faced difficulty in selling the land to former tenants, because among the friar lands were large uncultivated haciendas in remote areas. After the amendment of the Friar Lands Act in 1908-1909, which abolished the limitation of sales to individuals, the San Jose Estate of more than 22,000 hectares was purchased by American sugar capital. This was a forerunner of the American capital investment in the Philippines which flourished in the 1920s.

#### はじめに

1910-1911年にアメリカ議会では、フィリピン・ミンドロ島のサン・ホセ農園 (San Jose Estate) をめぐって大論戦が展開された。サン・ホセ農園は、当初、農民に払い下げる目的でフィリピン政府がカトリック修道会から購入した、「修道会領地」(friar lands)<sup>1)</sup>

の一部であった。ところが、コロラド州選出 J・A・マーチン (John A. Martin) 下院議員によると、2万ヘクタール以上に及ぶサン・ホセ農園が1909年末に、当時「砂糖トラスト」(Sugar Trust) として知られた「アメリカ精製糖会社」(American Sugar Refining Co.) に対し、非合法で売却されたのである。マーチン議員の主張は、大資本の対フィリピン進

\* 光陵女子短期大学国際教養学科 ; Dept. of International & Cultural Studies, Koryo International College, Sagamine, Nisshin, Aichi-gun, Aichi-ken 470-01, Japan

1) アメリカ植民地期フィリピンでは、行政上、土地を①「私有地」(private lands), ②「公有地」(public lands), ③「修道会領地」(friar

lands) の三つに区分した。この場合、「修道会領地」とは、フィリピン政府がカトリック修道会から購入した所有地であった。未買収の教会関係諸機関の所有地は、行政上、「私有地」として扱われていたのである [APL 1911: iv]。従来の研究では、この点が必ずしも明確に指摘されていなかったため、改めてここで確認しておく。

出に批判的であったアメリカの農業生産者や反帝国主義同盟の支持するところであった。このため、アメリカ議会は下院島嶼問題委員会において包括的調査を実施することを決議し、アメリカ並びにフィリピンの多数の政策担当者や糖業関係者を喚問した。大論戦の末、フィリピン政府によるサン・ホセ農園の売却は合法とされたが、事実上、同農園はアメリカ系糖業資本の手に渡っていた〔滝川1963：49-50など〕。

サン・ホセ農園売却をめぐる論議は、アメリカ植民地期フィリピン史上の一つのエピソードとして、あまりに有名である。その一部始終は、1911年に公刊された1,300ページ以上の大部な2巻の報告書『フィリピン土地行政』(*Administration of Philippine Lands*)から知ることができる。同報告書では、委員会に提出された法律文書、その他多数の資料をはじめ、委員会での証言や発言がもれなく収録されている。<sup>2)</sup>ところが、同報告書を詳細にわたって検討し、サン・ホセ農園売却の背景と実態を再構成した研究は、いまだ存在しない。いうまでもなく、サン・ホセ農園は、アメリカ系資本の対フィリピン進出の先駆的基盤であった。したがって、その売却の背景と実態を解明することは、アメリカ植民地期フィリピン経済史研究において重要な意義をもつといえる。

本稿では、以上の研究状況と問題設定を踏まえて、サン・ホセ農園を中心として修道会領地処理問題を論じる。まず、元来農民に払い下げる目的で政府が購入した修道会領地が

2) 同報告書には、①アメリカ議会上院島嶼問題委員会最終報告(III-LV)、②同委員会議事録(1-1057)、③フィリピン政府内務省調査報告(1059-1288)、④索引(1289-1305)、⑤アメリカ議会上院島嶼問題委員会少数派の見解(1-14)が収録されている。なお③は、『修道会領地調査』(*The Friar-Land Inquiry*)として、1910年に別途公刊された。

アメリカ系資本の手に渡った背景を、修道会領地買収過程、住民への農地・宅地払下げ、アメリカ系資本への荒蕪地賃貸・売却の、三つの側面から考察する。ついで、ミンドロ開発会社(Mindoro Development Co.)のサン・ホセ農園購入手続きと経営問題を分析し、国内資本への所有＝経営権移譲の軌跡をたどりたい。

## I 修道会領地の買収

### 1. ローマ教皇との交渉

フィリピンではスペイン植民地期に、マニラ周辺諸州を中心に、修道会をはじめとするカトリック教会関係諸団体のアシエンダ(haciendas、大規模な所有地もしくは農園)が形成され、フィリピン革命(1896-1902年)の温床となった〔池端1980：63-86〕。アメリカは1898年にスペインからフィリピン領有権を獲得後、各地の反乱を鎮圧するために軍政をしき、1901年から民政移管を開始した。当時のフィリピン統治機関は、アメリカ人総督によって統轄されるフィリピン委員会(Philippine Commission)であり、初代総督にはW・H・タフト(William H. Taft、在任期間1901-1903年)が就任した。就任後、彼は、マニラ周辺諸州の修道会アシエンダが農業不安の温床となっていることを認識し、その買収の必要性を強くアメリカ議会に訴えた〔Grunder and Livezey 1973：126-127〕。この結果、アメリカ大統領T・ルーズベルト(Theodore Roosevelt)の承認を得て1902年に制定された「(フィリピン)組織法」(Organic Act、法235号)のなかに、修道会領地取得規定が含まれることになった。

フィリピン組織法は、フィリピン統治に関わる全般的規定を暫定的に定めた法律で、全文87カ条からなっている。このうち「公有地」(public lands)と修道会領地に関わる部分は、

それぞれ独立の法律となって、1903-1904年に制定された。同法では、第15条で、公有地（森林・鉱山を除く）の民間への払下げ面積を、個人の場合16ヘクタール、会社の場合1,024ヘクタールに制限した。さらに、第63・64・65条で、宗教団体をはじめとする民間公

共団体、個人などの所有地の買収・払下げに関し、以下の規定を設けた。①フィリピン政府は、宗教団体などの所有地を購入する権限をもち、土地購入費に充用する目的で公債を発行することができる（第63・64条）。②政府が買収した土地はすべて「公共財産」

(public property)の一部となり、民間への賃貸(最長3カ年)・売却の際には、第15条の取得面積制限が適用される(第65条)。③買収された土地の居住者・占有者(settlers and occupants)は、政府から土地を購入もしくは賃借する優先権をもつ(第65条)[APL 1911: 510]。

タフト総督は、フィリピン組織法が制定される数カ月前から、ローマ教皇を通して修道会領地を買収する手筈を整えていた。同法制定後、彼はアメリカ政府の代表として教皇に正式文書を送り、フィリピンで活動してきた三つの修道会——ドミニコ(Dominico)会、アウグスチノ(Augustino)会、レコレート(Recoleta)会——が所有する「農地、建物、灌漑設備、並びにそ

表1 修道会領地買収状況(1905年)

修道会名*	農園名	州名	面積** (ha)	価格 (USドル)	ヘクタール 当たり価格 (USドル)
ドミニコ会	Naic	カビテ	7,624	491,356	64
	Santa Cruz de Malabon	カビテ	9,795	518,706	53
	Lolomboy	ブラカン	5,177	486,621	94
	Santa Maria de Pandi	ブラカン	10,342	527,319	51
	Biñan	ラグナ	3,659	300,792	82
	Calamba	ラグナ	13,673	692,722	51
	Santa Rosa	ラグナ	5,470	455,117	83
	Orion	バタアン	916	49,025	54
	小計		56,656	3,521,658	62
アウグスチノ会	San Francisco de Malabon	カビテ	11,449	534,937	47
	Binagbag	ブラカン	295	17,936	61
	Dampol	ブラカン	929	75,324	81
	Guiguinto	ブラカン	946	77,784	82
	Malinta	ブラカン	3,574	220,211	62
	Matamo	ブラカン	12	841	70
	San Marcos	ブラカン	87	6,162	71
	Muntinglupa	リサール	2,827	43,839	16
	Piedad	リサール	3,860	165,172	43
	Tala	リサール	6,696	112,054	17
	Banilad	セブ	1,925	106,000	55
	Talisay-Minglanilla	セブ	8,020	553,893	69
	Isabela	イサベラ	19,891	159,858	8
		小計		60,511	2,074,011
レコレート会	Imus	カビテ	18,243	1,036,012	57
	San Jose	ミンドロ	23,266	298,782	13
	小計		41,509	1,334,794	32
	合計		158,676	6,930,463	44

(出所) APL [1911: 728].

(注) \* 買収以前の農園の所属。

\*\* 小数点以下四捨五入。

の他土地改良の成果一切」の購入を申し出た [Reyes 1967: 153]。

交渉は難航した。その理由は二つである。第1に、タフト総督は修道会領地の買収と同時に、フィリピンにおける三つの修道会の活動の停止を要求したが、教皇側がこれを簡単に了解しなかったこと [ibid.: 154]。第2に、フィリピン政府は1901-1903年に、購入予定地の測量を実施し地価を査定した。この過程で買収の対象となったアシエンダや中小の所有地の多くで、土地所有権が1899-1900年につきつぎと民間会社に移譲されたことが判明したこと [ibid.: 156]。ドミニコ会はイギリス系「フィリピン砂糖農園開発会社」(Philippine Sugar Estates Development Co.)へ、アウグスチノ会はスペイン系「海外農業会社」(Sociedad Agrícola de Ultramar)へ、買収の対象となった全所有地を売却、レコレート会の一部の所有地を「イギリス・マニラ農園会社」(British Manila Estates Co.)へ売却済みであった。<sup>3)</sup>これは、フィリピン革命政権による教会関係財産没収を逃れるために修道会がとった苦肉の策であり、会社はいずれも修道会のダミーであった。

3) Sociedad Agrícola de Ultramar (1893年にマドリッドで設立)は、1893年に4農園 (San Francisco de Malabon, Tala, Malinta, Piedad), 1899年に8農園 (Isabela, Talisay-Minglanilla, Muntinglupa, Banilad [別称 Talambon], Dampol, San Marcos, Matamo, Guiguinto), 1901年に1農園 (Binagbag) を購入; British Manila Estates Co. (1898年にロンドンで設立)は、1900年に Fomento de la Agricultura de Filipinas (1894年にレコレート会が設立) から Imus 農園を購入; Philippine Sugar Estates Development Co. は1900年にマニラで設立, 8農園 (Calamba, Biñan, Santa Rosa, Lolombo, Naic, Orion, Santa Cruz de Malabon, Santa Maria de Pandi) を購入。1898年にドミニコ会は同8農園をイギリス人に売却し、1900年にこのイギリス人はスペイン人と合同で上記会社を設立した [APL 1911: 965-966]。

しかし、この二つの問題も、たび重なる交渉の末に解決し、1903年12月、タフト総督とローマ教皇は最終的合意に達した。23カ所に存在する、買収の対象となったアシエンダと中小の所有地の総面積は、1901-1903年の測量によって、暫定的に約16万4,000ヘクタール、購入価格は約724万ドルと査定された [Endriga 1970: 402]。しかし、最終的測量の結果、総面積は約15万9,000ヘクタールと確定され、1905年10月の支払い完了時の購入価格は約693万ドルとなった (表1)。

## 2. 買収に付随した二つの問題

交渉難航の末に修道会領地を買収したフィリピン政府は、当初から二つの難問を抱えていた。第1に、政府が買収できなかった教会関係諸団体所有のアシエンダがマニラ周辺諸州に残存したことで、第2に、買収されたアシエンダのなかには、辺境地域に位置し、大部分荒蕪地からなるものがあり、これを農民に転売できる可能性が薄かったこと、である。

第1の点について。前述のように、タフト総督は、ローマ教皇に対し、当初からドミニコ会、アウグスチノ会、レコレート会の三つの修道会の所有地の買収を申し出ていた。このことは、交渉開始の時点で、タフト総督がマニラ大司教庁などの所有地を買収の対象から除外していたことを意味する。

実際、未買収の教会関係諸団体所有地は多い。表2は、フィリピン委員会内務長官D・C・ウースター (Dean C. Worcester) が1911年にアメリカ議会に提出した資料で示された、未買収の農園である。同資料では、未買収の五つのアシエンダを「私有農園」(private estates)と規定している。ところが、五つの私有農園のうち二つがマニラ大司教庁の所有であり、一つがドミニコ会のダミー会社、フィリピン砂糖農園開発会社が所有するカランバ農園 (Calamba Estate) の一部であった。

表2 五つの「私有農園」の所有状況（1909年）

農園名	所在州名	総面積(ha)	所有名儀
Dinalupihan	バタアン	4,125	マニラ大司教庁
San Isidro	ラグナ	661	Mendezona & Co. など
Buenavista	ブラカン	40,000	San Juan de Dios Hospital
Calamba(一部)	ラグナ	803	Philippine Sugar Estates Development Co.
San Jose	ラグナ	7,000	マニラ大司教庁

(出所) APL [1911 : 602-603].

(注) 同資料は1909年にフィリピン政府土地局長がウスター内務長官に提出したもの。

さらに、最近の研究によると、ドミニコ会は政府による買収を逃れるために、二つのアシエンダをイエズス (Jesus) 会に売却していたのである [Roth 1977 : 1]。

以上は、カランバ農園の一部を除いて、タフト総督が交渉の対象から除外したアシエンダである。このほか、当初買収の対象とされたが交渉の過程で除外された所有地も、いくつか存在した。<sup>4)</sup>

- 4) 例えば修道会側は、リサール州に所在する人口稠密な Mandaloya 農園 (アウグスチノ会) と San Juan del Monte 農園 (ドミニコ会) の売却を拒否した [APL 1911 : 1098]。この二つの農園の総面積は、1903年のフィリピン委員会による暫定的測量によると、前者が4,033ヘクタール、後者が156ヘクタールであった [U.S. Bureau of Insular Affairs 1904 : 200-201]。
- 5) この時期に農業不安の温床とされたアシエンダの所有状況 (1936年) は、下表の通りである。

農園名	所在州名	総面積(ha)	所有名儀*
①Buenavista	ブラカン	27,408	San Juan de Dios Hospital
②Dinalupihan	バタアン	4,125	Monte de Piedad and Savings Bank
③San Pedro Tunasan	ラグナ	2,287	Colegio de San Jose
④Lian	バタンガス	7,799	Colegio de San Jose

(出所) Philippine Commonwealth [1937 : 15-24].

(注) \* 実際の所有者は農園①, ②の場合マニラ大司教庁, 農園③, ④の場合イエズス会であった。イエズス会はこの二つの農園の所有権を20世紀初頭にドミニコ会から移譲された [Roth 1977 : 1]。

第2の点について。フィリピン政府が買収したアシエンダの多くは、ブラカン, リサール, カビテ, ラグナなどのマニラ周辺諸州やセブ島の人口稠密地域に位置した。しかし、イサベラ農園 (Isabela Estate) やサン・ホセ農園のように、北部ルソン地方やミンドロ島の辺境地域に位置するアシエンダもあった。この二つのアシエンダは、総面積がそれぞれ2万ヘクタール前後に及んだが、未開・無

住の地であった (前掲表1)。

一方で、大規模な農地を擁するアシエンダが買収されず、他方で、辺境地域の広大な未開拓地が購入されたのである。このことは、農業不安解消のために修道会領地買収を急務としなければならなかったタフト総督の立場が、売却を渋るカトリック教会を前にして、著しく弱かったことを示唆する。かくして、マニラ周辺諸州に残存した、大司教庁などの所有になるアシエンダは、1930年代大不況期に再度農業不安の温床となる。<sup>5)</sup> そして辺境地域における修道会領地の存在は、フィリピン政府をして、アメリカ系資本への売却を余儀なくさせるのである。

## II 住民への宅地・耕地払下げ

### 1. 修道会領地法の制定

1904年4月にアメリカ議会は「修道会領地法」(Friar Lands Act, 法1120号)<sup>6)</sup>を制定した。同法は、序文において、修道会領地売買契約の内容と

フィリピン組織法の修道会領地規定条項とを再確認し、本文28カ条で民間への土地の賃貸・売却に関する手続き・諸規定を定めている [APL 1911 : 143-147, 1196-1204]。

序文では、1902年のフィリピン組織法の第63・64・65条で規定された内容（前述）がそのまま踏襲され、民間払下げ面積制限に関して何ら変更はない。あえて付言すれば、修道会領地は、1903年の「公有地法」(Public Land Act, 法926号)で規定された意味での公有地ではないという但し書きがある。公有地とは、アメリカがスペインから領有権を獲得した時点で、フィリピン諸島でスペイン国王の所有地とされていた土地である。<sup>7)</sup>したがって、フィリピン政府が1903年末に買収した修道会領地は公共財産ではあるが、公有地と区別して扱われることになった。

つぎに、本文28カ条のうち、主な条項の内容（順不同）を箇条書きにする。

(1) 修道会領地は、政府依託の弁護士による土地タイトルの審査と測量技師による面積の確定が完了したのち、フィリピン委員会公有地局 (Bureau of the Public Lands)<sup>8)</sup>の管理下に置かれる (第1-6条)。

6) 修道会領地法の副題では、「修道会領地」を数カ所のアシエンダと数筆の土地 (certain haciendas and parcels of land) と規定している [APL 1911 : 1196]。

7) 修道会領地の土地タイトル確定事業に従事した弁護士 R・デル・パン (Rafael del Pan) によると、フィリピンでは19世紀末葉まで土地の公的所有と私的所有の概念が未分化であった。王領地 (realengas, royal lands) が「未墾地」(baldios, uncultivated lands) と呼ばれ、正式に公有地、すなわち国有財産となったのは、1889年の民法制定以後のことである。近代的土地法制は、1894年の王室令によって整備された [APL 1911 : 1021-1025]。

8) 公有地局は1905-1906年に土地局 (Bureau of Lands) に改編され、同局内に修道会領地部 (Friar Lands Division) が設置された [APL 1911 : 149, 162]。

(2) 公有地局長は、修道会領地買収の時点における、実際の偽らざる (actual bona fide) 居住者・占有者の氏名・住所、並びに保有面積・価格を確認する (第7条)。

(3) 公有地局は、土地購入価格、測量費、管理費、売却にいたるまでの公債利子を含めた総額を地価決定基準とし、各人の宅地と耕地の価格を決定する。売却価格確定後、公有地局長は、居住者・占有者に対し、諸規定が明記された「売却証書」(Sale Certificate) を交付する (第12条)。

(4) 居住者・占有者は、年利4%の10年年賦で土地を購入することができる。土地タイトルは年賦償還完了まで政府が保有する (第11・15条)。

(5) 宅地や耕地の面積・価格の確定に時間を要する場合、居住者・占有者は3年間に限り政府の小作人 (tenants) となり、しかるべき地代を納めることができる (第13条)。

(6) 居住者・占有者は年賦償還未了の段階で売却証書を譲渡し、土地購入権を他人に移譲することができる (第16条)。

(7) 占有者に土地購入の意思がない場合、3年間を限度として賃借することができる (第8条)。

(8) 居住者・占有者に土地の購入・賃借の意思がない場合、公有地局長は彼らに立退きを命ずることができる (第10条)。

(9) 公有地局長は、公有地法第2章の諸条項に従って、非占有地 (unoccupied lands) を賃貸 (最長3カ年)・売却することができる (第9条)。

(10) 借地料と年賦償還金の管理は、公有地局長が行い、国庫金として公債の元利支払いに充てられる。また、その一部は満期公債返還のための負債償却積立金とすることができる (第14・23条)。

(11) 公有地局長の賃貸・売却許可は、内務長官の承認をもって効力をもつ (第18条)。

(12) 修道会領地の管理・賃貸・売却などに関わる一切の責任は、内務長官と公有地局長がこれを負う（第22条）。

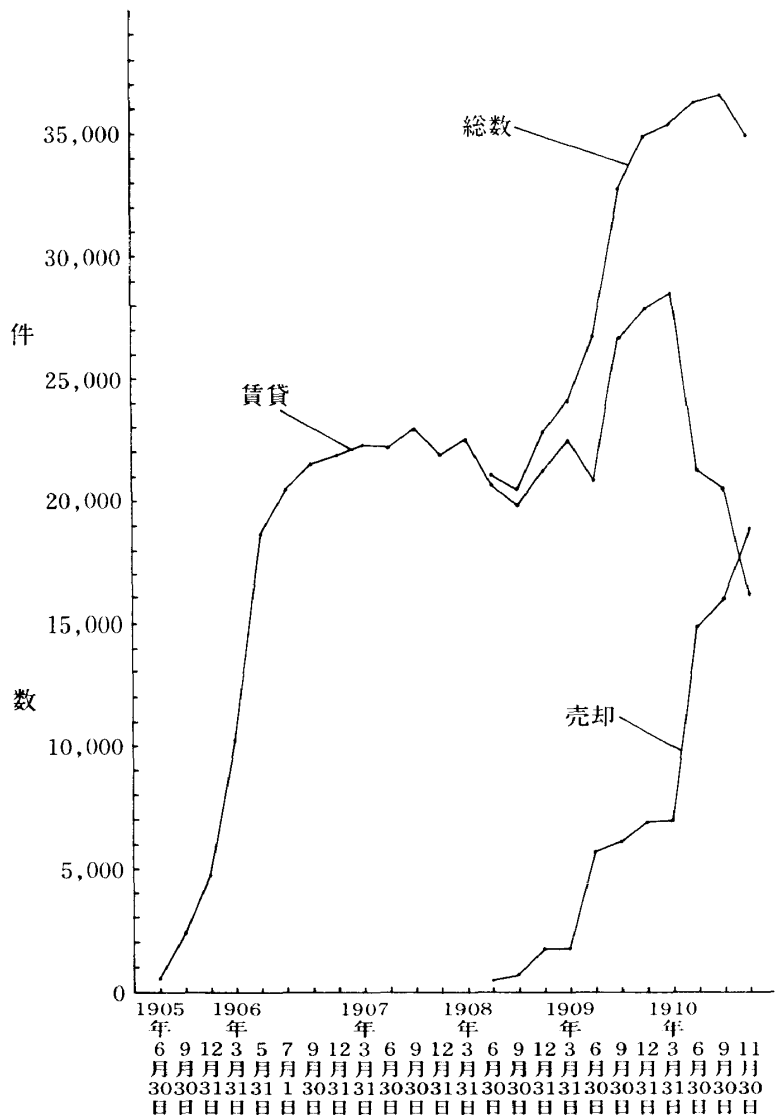
このように、修道会領地法は、かつて修道会から高額小作料を徴収された小作農への土地払下げを、その基本的内容としている。それは、あたかも農業不安解消のための社会政策を謳っているがごときである。しかし、この社会政策が修道会領地の農民を益することができたか否かは、実施過程の考察に基づいて判断すべきことである。

## 2. 土地払下げ実施過程

修道会領地の賃貸は1905年6月から、売却は1908年6月から開始された。測量と地価査定が困難な作業だったため、買収後4年半を経過したのちに売却が開始されたのである。そのため、政府は居住者・占有者に対し、測量と地価査定完了まで1年ごとの契約更新で土地を賃貸した [ibid. : 147-181]。<sup>9)</sup>

図1は、1905年6月から1910年11月までの5年間における賃貸・売却件数を示したものである。同件数は、宅地や耕地の筆 (parcels) 数を基準に算出されている。まず賃貸件数をみると、1905年末から1906年末の間に約4,700から約2万2,000へと急増したが、1907-1908年には約2万~2万3,000の間を振幅

したにすぎない。ところが、1909年後半から1910年初頭に、その数は約2万から約2万8,000へと、急激な増加をみたのである。これは、次節で詳述するように、1908・1909年の修道会領地法改正によって個人の賃借・購入面積制限が撤廃されたため、新参入者や一部の居住者・占有者による賃借がこの時期に



(出所) APL [1911 : 939].

図1 修道会領地賃貸・売却件数(1905年6月30日-1910年11月30日)

9) 修道会領地の占有者が1911年1月1日までに保有地 (holdings) の購入手続きを完了しない場合、購入の優先権は無効とされた [APL 1911 : 1092]。

急増したことを示している。

他方、売却件数をみると、1908年末にわずかに約1,700であったが、1909年末には約7,000、

1910年半ばには約1万5,000へと増加した。1910年半ばに売却件数が急増したのに対し賃貸件数が激減したのは、この時期に賃貸契約を解消し売買契約に切り替える者が続出したためである。ちなみに、1910年半ばの賃貸・売却件数合計値はほぼ横ばいであった。ただし、1907年末から1908年後半にかけて賃貸件数が漸次的に減少したのは、賃貸契約から売買契約への切替えのみならず、賃貸契約の重

いっても、大規模な耕地を保有する借地人もいれば、無土地・小土地貧農も存在していたのではなかろうか。

表3は、1910年7月末現在の修道会領地売却状況である。23農園<sup>10)</sup>のうち、この時点で売却が開始されていた農園数は17であった。17農園の購入者数は約8,400、購入件数(筆数)は約1万5,300、購入面積は約5万1,000ヘクタール、総面積に対する購入面積

の比率は平均32%であった。購入面積比率が70%以上に達した農園は九つあり、そのなかには、マニラ近隣諸州にあり総面積がそれぞれ数千ヘクタールに及ぶビニャン農園(Biñan Estate)、サンタ・ローサ農園(Sta. Rosa Estate)、マリント農園(Malinta Estate)、タラ農園(Tala Estate)のほか、ミンドロ島のサン・ホセ農園が含まれていた。

表4は、表3で掲げた17農園の土地購入者を購入面積別に集計したものである。これは、購入者全員の氏名・購入面積・購入筆数が示された長大な名簿(以

表3 修道会領地売却状況 (1910年7月末)

修道会名*	農園名	購入者数	購入筆数	購入面積 (ha)**	購入面積比率 (%)***
ドミニコ会	Naic	1,007	1,802	3,334	43.7
	Lolomboy	1	1	2	0.0
	Biñan	1,626	2,802	2,645	72.3
	Calamba	1	1	0	0.0
	Santa Rosa	1,174	1,992	4,148	75.8
	Orion	343	600	832	90.8
アウグスチノ会	San Francisco de Malabon	1,363	2,752	5,316	46.4
	Binagbag	42	49	11	3.7
	Dampol	293	347	732	78.8
	Guiguinto	415	681	926	97.9
	Malinta	778	1,309	3,117	87.2
	San Marcos	1	1	87	100.0
	Muntinglupa	478	1,253	1,817	64.3
	Tala	367	838	4,820	72.0
	Banilad	461	728	501	26.0
	Isabela	40	93	60	0.3
レコレート会	San Jose	1	2	22,485	96.6
	合計	8,391	15,251	50,833	32.0

(出所) APL [1911:76]. ただし、原表のOrion農園の購入者数344人と購入者合計8,392人をAPL [ibid.:110-112]により修正。

(注) \* 買収以前の農園の所属。

\*\* エーカーから換算(1ha=2.5acre), 小数点以下四捨五入。

\*\*\* (購入面積÷総面積)×100

複などの整理がこの間に進展したことによると思われる。

ところで、こうして政府が民間に払い下げていった土地は、いったい誰の手に渡ったのであろうか。居住者・占有者とひとことに

10) 買収された所有地のなかには、「農園」と定義できない中小の所有地も含まれていた。しかし、報告書では厳密に規定を必要とする場合を除いて、各所有地を一括して農園として扱っている[APL 1911: passim]。



表4 購入面積別購入者数  
(17農園, 1910年7月31日)

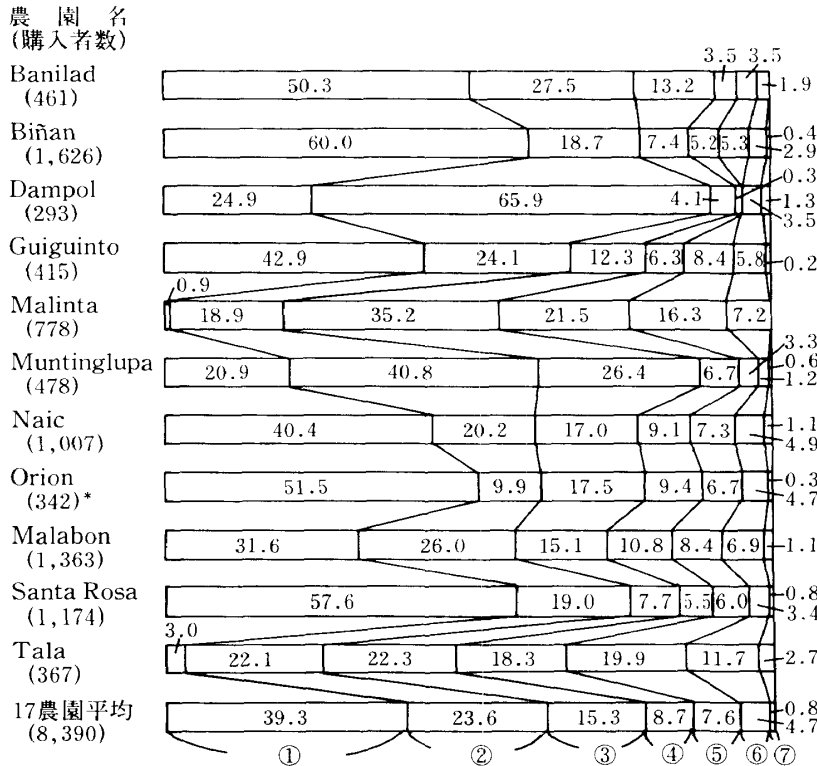
購入面積 (ha)	購入者数	
	(実数)	(%)
0 ~ 0.09	3,298	39.3
0.1~ 0.99	1,982	23.6
1 ~ 2.99	1,282	15.3
3 ~ 4.99	732	8.7
5 ~ 9.99	637	7.6
10 ~29.99	332	4.0
30 ~49.99	64	0.8
50 ~99.99	38	0.5
100以上	25	0.3
合計	8,390*	100.0

(出所) APL [1911 : 77-131] より集計。

(注) \* 購入者数 8,391人から Orion 農園の不明1を除いた数値。

下「購入者名簿」と略)に基づいて作成された。同表では、当時の土地保有事情から判断して、購入者を大雑把に以下の四つに分類し、購入面積を9段階に区分している(カッコ内の面積は、購入面積を指す)。① 宅地のみ、もしくは宅地と小片の耕地を購入した者(0.1ヘクタール未満, 0.1~0.99ヘクタール), ② 小規模もしくは中規模の耕地と宅地を購入した者(1~2.99, 3~4.99, 5~9.99ヘクタール), ③ やや規模の大きな耕地と宅地を購入した者(10~29.99, 30~49.99ヘクタール), ④ 大規模な耕地もしくは荒蕪地を購入した者(50~99.99ヘクタール, 100ヘクタール以上)。17農園全体でみると、購入面積1ヘクタール未満が5,280人で全体の63%, 1~9.99ヘクタールが2,651人で32%, 10~49.99ヘクタールが396人で5%, 50ヘクタール以上が63人で1%であった。

農園別分布もおおよそ17農園の平均値に準じる。図2は、表4で購入者数100件を超えた11農園の購入面積別購入者数を示している。同図によると、バナラッド農園(Banilad Estate), ビニャン農園, ダンポール農園(Dampol Estate)では、購入面積1ヘクタール未満の購入者数が総数の80~90%に達した。マリインタ農園やタラ農園では1ヘクタール未満が20~25%にすぎず、1~9.99ヘクタールが60~70%を占めた。総じて、約9割の購入者が10ヘクタール未満の土地を購入し、しかもその過半が1ヘクター



(出所) 表4に同じ。

(注) \* 不明1を除く。

(凡例) 購入面積 (ヘクタール)

- ① 0~0.09      ② 0.1~0.99      ③ 1.0~2.99
- ④ 3.0~4.99    ⑤ 5.0~9.99      ⑥ 10.0~49.99
- ⑦ 50以上

図2 農園別購入規模別購入者数比率(%) (1910年7月31日)

ル未満の土地購入者であった。したがって、土地購入者の大部分が無土地・小土地貧農だったのである。

ところで、土地購入者のなかに大規模な耕地もしくは荒蕪地を購入した者が少なからず存在したことを、ここで看過することはできない。前述のように、修道会領地法では土地の取得制限が個人の場合16ヘクタール、会社の場合1,024ヘクタールと定められた。しかし、図2でこの取得制限を明らかに超えた者が見受けられるからである。同図で16ヘクタール以上の土地を購入した者のうち、政府の修道会領地買収以前からの居住者・占有者は、いったいどの程度の比率を占めていたのであろうか。

前述の購入者名簿をみると、各農園ごとに購入者を、同一の姓をもつ複数の者のグループとそうでない者のグループとに分類できる。同一の姓をもつ人々は、長期にわたり各農園に居住し親族関係を維持してきたと考えられる。そこで、筆者は便宜的に、前者を従来からの居住者・占有者、後者を新参入者として、両者の数の推定を試みた。

表5 購入面積16ヘクタール以上の購入者数 (13農園, 1910年7月31日)

購入面積 (ha)	購 入 者 数			
	総数(%)	従来からの居住者・占有者	新参入者	不明
16~ 29.99	101 ( 44.3)	76	25	
30~ 49.99	64 ( 28.1)	47	17	
50~ 99.99	38 ( 16.7)	32	5	1*
100~999.99	23 ( 10.1)	9**	14	
1,000以上	2 ( 0.9)	0	2	
合 計	228 (100.0)	164	63	1

(出所) 表4に同じ。

(注) \* San Marcos 農園では購入者がひとりのため、姓の分類によって従来からの居住者・占有者と新参入者の区別ができない。

\*\* 最大購入面積はタラ農園の782.8ヘクタールである。

表5は、表4と同一のデータを使用して、購入面積16ヘクタール以上の者の数を、上述の手続きに従って集計したものである。同表によると、前掲17農園のうち13農園で購入面積が16ヘクタールを超えた者が228人、そのうち従来からの居住者・占有者が164人、新参入者が63人、不明ひとりであった。従来からの居住者・占有者のなかには、購入面積100ヘクタールを超えた者が9人おり、そのうちひとはタラ農園で約780ヘクタールの土地を購入したのである。したがって、上記の判別方法がほぼ実態を反映すると仮定すると、政府が修道会領地を買収する以前からの居住者・占有者のなかに、大規模な土地購入者が少なからず存在したことになる。

かくして、修道会領地の農民層の階層分化の起源は、19世紀末のフィリピン革命勃発以前に求められる [Roth 1977: 117-145]。そして、フィリピン政府の修道会領地政策は、すでに1910年代初頭において、旧小作農層の階層分化——大地主と無土地・小土地貧農の形成——を促進する役割を果たしていたのである。

### III アメリカ系資本への 荒蕪地賃貸・売却

#### 1. 取得面積制限の撤廃

1904年に制定された修道会領地法は1908年6月と1909年5月に、法1847号と法1933号によって改正された。1904-1908年の本格的土地測量完了後、フィリピン政府は広大な荒蕪地を、土地取得制限の枠内で個人もしくは会社に払い下げることが不可能であるという見解に達したからである。改正条項は修道会領地法28カ条のうち、3カ条(第7・9・11条)である。

(1) 第7条の条項末尾に以下の内容

を付加——居住者・占有者が土地の賃借・購入の意思を表明しない場合、土地局長 (Director of Lands) またはその代理人は彼らに対し、最終的意思表明までに8日間の猶与を与えなければならない。この措置を行わずに実施した非居住者や非占有者に対する賃貸・売却は、一切無効である。

(2) 第9条を以下のように修正——土地局長は本法第11条の規定に従って、非占有地を賃貸(最長3カ年)・売却することができる。

(3) 第11条を以下のように修正——居住者や占有者は公債満期の1年前、すなわち1933年2月までに年賦または準年賦の償還を完了しなければならない。売買契約内容は購入者と土地局長との間で決定され、内務長官の承認を得る。利子は年利4%である。非占有地を賃貸・売却する場合、土地局長は非占有地が位置する町(municipalities)の町長に対し、その旨通知しなければならない。通知を受けた町長は、非占有地が位置する市街区(poblaciones)または村(barrios)に3日間その旨公示する。万一、非占有地の小作農または占有者が現われた場合、彼に賃借・購入の優先権が与えられる[APL 1911:1204-1206]。

以上3カ条の改正の趣旨は、つぎの2点にまとめられる。第1に、土地賃借・購入の条件が、居住者・占有者にとって若干有利となったこと。とくに、改正前に10年間と定められた年賦償還期間が大幅に延長されて1933年2月までとなった。このことは修道会領地の大部分の農民にとって、年賦償還が著しく困難であったことを示唆している。第2に、公有地法第2章に準拠して定められた土地取得制限が、完全に撤廃され

たこと。これによって、個人の場合、無制限に修道会領地を賃借・購入できるようになった。一方、会社の場合は、フィリピン組織法で土地取得制限が1,024ヘクタールと定められているため、これが依然として修道会領地に適用されたのである。このため、対フィリピン進出をねらうアメリカ系資本は、ダミーを使って個人名義で土地を賃借・購入する策を講じたのである。

## 2. 賃貸・売却事例

ここで、従来の土地取得制限を超えた、法改正後の賃借者数と購入者数を検討する。表6は、1910年5月5日までに16ヘクタール以上の修道会領地を賃借・購入した者の数を規模別に示している。同表では、前掲表5と同様の方法で、従来からの居住者・占有者と新参入者とを区別した。

表6 購入・賃借面積16ヘクタール以上の購入・賃借者数 (1910年5月5日)

購入	購入面積 (ha)	購入者数			
		総数 (%)	従来からの居住者・占有者	新参入者	不明
入 (9農園)	16~ 29.99	43( 52.4)	26	17	
	30~ 49.99	22( 26.8)	11	11	
	50~ 99.99	11( 13.4)	7	3	1
	100~999.99	5( 6.1)	4	1	
	1,000以上	1( 1.2)		1	
	合計	82(100.0)	48	33	1
賃借	賃借面積 (ha)	賃借者数			特例 扱い
		総数 (%)	従来からの居住者・占有者	新参入者	
借 (16農園)	16~ 29.99	303( 61.6)	65	238	
	30~ 49.99	107( 21.7)	41	66	
	50~ 99.99	51( 10.4)	25	26	
	100~999.99	27( 5.5)	15	12	2
	1,000以上	4( 0.8)		4	4
	合計	492(100.0)	146	346	6

(出所) APL [1911:195-203] より集計。

購入者数は82で、そのうち新参入者数は33人、その比率は全体の約40%である。これに対し、賃借者総数は492人で、そのうち新参入者が346人を占め、その比率は全体の約70%に達している。このように、賃借者総数において新参入者数が大きな比率を占めるのは、新参入者がはじめ1～3年間土地を賃借し、農地としての適性を調査してから購入手続きをとる場合が多いことを表わしている。賃借・購入規模別にみると、16～49.99ヘクタールが大半を占める一方、100～999.99ヘクタールの賃借者数が27人、購入者数が5人、1,000ヘクタール以上の賃借者数が4人、購入者数がひとりとなっている。同表の1,000ヘクタール以上の賃借・購入はいずれも個人名義であり、フィリピン組織法の会社に対する土地取得制限には違反しない。ただし、賃借のうち特例 (special) 扱いが6例あり、また購入のなかでもサン・ホセ農園の購入面積は約2万2,000ヘクタールで桁外れに大きいので、ここではこの7例についてとくに考察する。

(1) アメリカ人 A・F・セア (A. F. Thayer) はビニャン農園で614ヘクタール、カランバ農園で3,288ヘクタールを賃借した。契約期間はいずれの場合も6カ月で、地代は1カ月ヘクタール当たり0.2ペソである。彼は、アメリカ人 W・ディリングハム (Walter Dillingham) の代理人であった。

(2) イムス農園 (Imus Estate) では、元フィリピン革命議会議長 E・アギナルド (Emilio Aguinaldo) が1,056ヘクタールを賃借した。1年契約で地代は年間ヘクタール当たり0.4ペソである。

(3) イサベラ農園では、アメリカ人 E・B・ブルース (Edward B. Bruce) が荒蕪地1万9,448ヘクタールを賃借した。契約内容はつぎの通りである。契約期間は1年、地代は年間2,000ペソである。賃借者はこの間に、

同農園の農業用地としての適性を決定するために、自己資金約1万2,000ペソをもって、専門技師による土壌分析・測量を行う。賃借者は修道会領地法の地価決定方法に従い、契約満了もしくはそれ以前に土地を購入する権利をもつ。彼が購入権を放棄した場合、政府が専門技師の報告書を保管する。

(4) ピエダッド農園 (Piedad Estate) では、リサール州元知事 A・ダンセル (Arturo Dancel) が580ヘクタールを賃借した。地代は、ヘクタール当たりの商品作物生産額が1.5ペソに達するまでは年間ヘクタール当たり0.2ペソ、それ以後は年間ヘクタール当たり1.5ペソに引き上げられる。契約期間は3年で、3年間に開墾が完了した場合、契約更新が認可される。

(5) タラ農園では、フィリピン委員会官房長 (Executive Secretary) アメリカ人 F・W・カーペンター (Frank W. Carpenter) に対し、2,068ヘクタールが賃貸された。契約内容は、おおむねピエダッド農園のダンセルの場合と同様である。

(6) サン・ホセ農園の2万2,485ヘクタールの購入者は、アメリカ人 E・L・プール (Edward L. Poole) である。彼はアメリカ人 C・J・ウェルシュ (Charles J. Welch) の代理人であった [*ibid.*: 195-204]。

以上賃借6件・購入1件のうち、2件の契約がふたりのフィリピン人有力者を対象とし、残り5件の契約が4人のアメリカ人によるものであった。契約書でみる限り、4人のアメリカ人はいずれも個人名義で土地を賃借・購入している。しかし、彼らは本当に、個人的目的のために1,000ヘクタール以上の土地を賃借・購入したのであろうか。

1910-1911年のアメリカ議会でのマーチン下院議員の報告によれば、上述の4人のアメリカ人全員が、対フィリピン進出をねらうアメリカ系資本もしくはフィリピン国内資本の

ダミーであった。ビニャン、カランバ両農園の賃借者セアは、スパイヤー・シンジケート (Speyer syndicate) が所有するマニラ鉄道会社 (Manila Railway Co.) とハワイの糖業資本ディリングハムのダミーである。イサベラ農園のブルースは、フィリピン最大のタバコ会社の代理人である。カーペンターは、アメリカ糖業資本スプレッケルズ (Spreckels) の進出の基礎づくりのためにタラ農園の荒蕪地を賃借した。そして、プールを通じてサン・ホセ農園を購入したウェルシュは、ハワイに基盤を置く糖業資本家であり、「砂糖トラスト」として有名なアメリカ最大の精製糖会社と大いに関連をもつ人物であった [ibid.: 1128-1129, 1131-1133]。

マーチン下院議員の報告は、フィリピンで発行された新聞などを通じてアメリカ本土に伝達された情報に依拠したものであり、不正確な点や事実を歪曲した個所がないとはいえない。しかし、ビニャン、カランバ両農園などの約7,000ヘクタールはカランバ砂糖エステート (Calamba Sugar Estate) として、1930年代半ばまでスプレッケルズ精製糖会社 (Spreckels Sugar Refining Co.) が所有しており、イサベラ農園では約1万2,000ヘクタールをごく最近までフィリピン・タバコ総合会社 (Compañía General de Tabacos de Filipinas — Tabacalera) が所有していた。さらに、サン・ホセ農園は、事実上1920年代末までアメリカ系糖業資本が所有していた (詳しくは後述) [永野 1980a: 27-31など]。したがって、以上三つの農園は、1910年代初頭もしくはそれ以後にアメリカ系資本やフィリピン国内資本の手に渡っていたことになる。

かくして、1908・1909年の修道会領地法改正が大資本による大規模な土地所有への基礎となったことは、ほぼ確実である。折しも、1909年のペイン・オルドリッチ関税法 (Payne-Aldrich Tariff Act) と1913年のアン

ダーウッド・シモンズ関税法 (Underwood-Simmons Tariff Act) の制定により、1910年代前半に米比間の無関税商品貿易体制が確立した。1910年代初頭から1920年代末葉は、40年あまりのアメリカ植民地期において、最もアメリカ系資本の進出が活発化した時期であった。次節では、サン・ホセ農園を事例として、アメリカ系糖業資本の進出過程を跡づけることにしたい。

#### IV ミンドロ開発会社のサン・ホセ農園への進出

##### 1. 農園の購入

1909年3月、購入を目的として最初にサン・ホセ農園を訪れたのは、ニューヨークの銀行家 J・M・ストロング (J. Montgomery Strong) であった。彼は、H・ハベマイヤー (Horace Havemeyer), ウェルシュ, C・H・センフ (Charles H. Senff) の代理人であることを隠して、農園購入の可能性を調査したのである。当時ハベマイヤーらは、ニューヨークの一流弁護士 J・H・ハモンド (John Henry Hammond) に対し、フィリピンの土地法の調査を依頼していた。調査の結果、フィリピンでは会社が無制限に土地を購入することは法律に違反することが判明した。そのためハモンドは、1909年9月にハベマイヤーらの事業から手を引き、別の弁護士が彼らの仕事を担当した [APL 1911: VIII-IX]。

1909年10月、ハベマイヤーらはプール (前出) をマニラへ派遣した。彼はハワイやキューバでウェルシュ系の砂糖プランテーションに勤務した経験をもつ人物である。プールは交渉開始の時点で、土地局長に対し、彼がウェルシュの代理人であることを明らかにした。土地局長は即座にサン・ホセ農園の購入を勧めた。同農園の購入価格が約30万ドルに及んだ上、測量・地価査定・管理費

などがかさんだため、政府はすみやかにこれを売却する必要に迫られていたのである [loc. cit.]。

農園訪問後、プールは購入の意思を固めた。1909年11月、フィリピン政府はサン・ホセ農園の売却に同意し、売却証書第1号を発行した。買受け人名儀はプールもしくは「彼の指名者」(his nominees)であった [ibid. : ix]。契約内容は以下の通りである。

売買価格は73万4,000ペソ (36万7,000ドル) で、20回の分割払いである。契約は1910年1月頭金4万2,875ペソの支払いをもって成立し、残額は年利4%、年賦3万6,375ペソが19回支払われる。頭金支払い後、政府はプールもしくは「彼の指名者」に農園内の土地のうち「買受け人が指定した200ヘクタール」を譲渡し、残りの土地は残金と利子支払いが完了した時点で譲渡される [ibid. : ix-x]。

売却証書第1号は1909年11月に作成されたが、D・C・ウースター内務長官の署名は、同年12月のアメリカ本国陸軍長官と法務長官の承認をもって行われた。ところが、1910年1月にプールが頭金を支払った時点で、売却証書第1号が無効とされ、代わって売却証書第2・3号が発行された。売却証書第2号は、総面積2万2,485ヘクタールのうち、同第3号が対象とする4,200ヘクタールを除く全面積を対象とした。同第3号ではとくに、買受け人の意向により6カ月以内に契約内容を変更できるとされていた [ibid. : x-xi]。

ここで注目すべき点は、売却証書第2・3号で買受け人名儀が、プールもしくは「彼の法人または個人の指名者」(his corporate or individual nominees)に変更されたことである。その上、政府が最終的に同農園を買受け人に譲渡する以前に、買受け人であるプールが彼の利権全体もしくは一部を、単数もしくは複数の譲渡人に移転することができること

になった。この場合、譲渡人に移転された土地の購入価格の残金は、譲渡人が政府に支払う義務を負うとされた [ibid. : xi]。

この条項に従ってプールは、ミンドロ開発会社に200ヘクタールの利権を譲渡した。このためフィリピン政府は、1910年10月、同社に対し土地証書 (deed) を発行した。残りの土地は依然としてプールの名儀となっていた。しかし、サン・ホセ農園の購入代金は、ハベマイヤー、ウェルシュ、センプの3人が支払っていたのである [loc. cit.]。

以上述べたことから、つぎの2点が明らかとなろう。第1に、フィリピン政府は、プールが会社の代理人であることを承知の上で、サン・ホセ農園を売却したこと。第2に、のちに農園の所有名儀が会社に移転されることを前提として、売却証書が作成されたこと。したがって、サン・ホセ農園のミンドロ開発会社への売却は、フィリピン政府とアメリカ系糖業資本の癒着によって成立した「合法行為」といっても過言ではない。

## 2. 会社設立

ところで、サン・ホセ農園を事実上購入したミンドロ開発会社は、砂糖トラスト、すなわち、アメリカ精製糖会社と直接に関連もっていたのであろうか。

ミンドロ開発会社は、1909年12月にアメリカ・ニュージャージー州で多角的に農業関連事業を行う企業として設立された。資本金は75万ドルであり、25万ドルずつをハベマイヤー、ウェルシュ、そしてセンプが出資した。しかし、同社が当初フィリピンで予定した主要な事業は、サン・ホセ農園に製糖工場を設立し、一大砂糖プランテーションを形成することであった。<sup>11)</sup> プランテーションで栽培さ

11) ミンドロ開発会社は、砂糖のみならず米、ココナツ栽培を行う計画であった [QP 1; 2 1913]。

れた甘蔗を圧搾・製糖して生産される粗糖（原料糖）は、アメリカに輸出され、同国の精製糖工場で精製される予定であった。そのため、同社は沿岸地域に粗糖積出し用の港を建設する必要があり、フィリピン政府から海岸線1,000フィートを25年間租借した [ibid.: XII, 1215-1217]。

同社の発起人は3人とも、従来から砂糖ビジネスに関与してきた人物である。H・ハベマイヤーは農園購入当時、弱冠22~23歳であった。彼の父親H・O・ハベマイヤー(Henry O. Havemeyer)は生前、アメリカ精製糖会社の社長であった。彼自身も同社の重役を務めていたが、経営方針の変更を機会として、1911年1月に重役の地位を退いた。その後、彼と彼の父親が保有していたアメリカ精製糖会社の株は売却された。C・J・ウェルシュは、カリフォルニア州の糖商ウェルシュ商会(Welch & Co.)の副社長であった。彼は同社の株式の約20%を保有した。ウェルシュ家全体の株式保有率は50%であった。C・H・センプは、かつてアメリカ精製糖会社の副社長を務めた経験があった。しかし、農園購入時に彼はすでに副社長の座を退いていた [ibid.: XI-XII]。

このように、サン・ホセ農園購入の時点の3人の経歴を調査すると、アメリカ精製糖会社と直接関連をもっていた者はいない。このことは、同社がサン・ホセ農園の購入に直接関与しなかったことを意味する。ただし3人は、キューバ、ハワイ、プエルト・リコにおいて、それぞれ別個の大規模な砂糖プランテーションを経営していた [ibid.: XII]。したがって、熱帯地域から原料糖をアメリカ本土に供給することにより、彼らが本土の大手精製糖会社と密接な連関を保っていたことは想像に難くない。ハベマイヤー、ウェルシュ、センプによるサン・ホセ農園の購入は、キューバ、ハワイ、プエルト・リコに加えて、

フィリピンで原料糖生産の拠点を確保することを動機としていたのである。

発起人3人のうち、サン・ホセ農園の購入に当たり実務を担当したのは、ウェルシュであった。事実、ミンドロ開発会社の社長を務めたのはウェルシュであり、ハベマイヤーは副社長兼財務部長であった [ibid.: 760, 766]。その上、ウェルシュはカリフォルニア州で三つの会社を設立し、サン・ホセ農園と隣接する公有地を購入した。3会社とは、サン・カルロス農業会社(San Carlos Agricultural Co.)、サン・マテオ農業会社(San Mateo Agricultural Co.)、そしてサン・フランシスコ農業会社(San Francisco Agricultural Co.)であり、それぞれ832~1,024ヘクタールの公有地を購入した。同3社の株主全員がウェルシュの親戚もしくは友人であった。同3社は、サン・ホセ農園内に設立予定の製糖工場に甘蔗を供給するために設立されたのである [ibid.: xxx-xxxI, 797-798, 811-816]。

当初の計画では、サン・ホセ農園に製糖工場を設立し、同農園とその他三つの農園で形成される、大プランテーション地帯の建設が目論まれていた。それは、当時キューバやハワイで一般的形態となっていた、製糖工場によるプランテーション直営方式であった。しかし、ハベマイヤーらは、こうした方式をフィリピンの人口稀薄な地域に導入するに当たり、予期せぬ困難に直面するのである。

### 3. 経営上の諸問題

ミンドロ開発会社の経営は、ウェルシュ・フェアチャイルド商会(Welch, Fairchild Co.)が担当した。未開地の開発には莫大な資金が必要であった。ハベマイヤーらが、会社発足以来約10年間に農園開発のために投入した資本は、約500万ペソに達した。そのうち約200万ペソが、製糖工場(1日当たり甘蔗圧搾能力約1,000トン)、甘蔗運搬用鉄道25マ

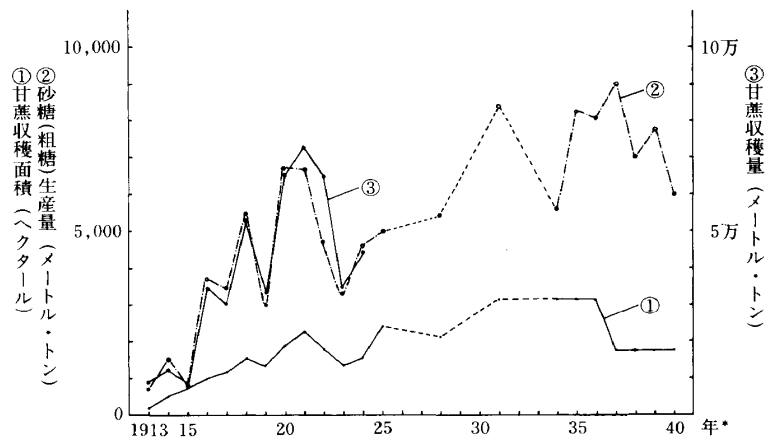
イル、甘蔗運搬用簡易軌道10マイル、蒸気機関車7台、荷車350台、鉄道・港用倉庫、工場内建物・倉庫に充てられた。残り約300万ペソは、約5,000ヘクタールの土地の開墾・灌漑・排水設備設置費用に支出された。2万ヘクタール以上の面積をもつサン・ホセ農園で約5,000ヘクタールの開墾がまず試みられたのは、1日当たり甘蔗圧搾能力約1,000トンの製糖工場をフルに操業させるためには、同規模の甘蔗作付面積が必要だったからである [QP 5 1919]。

工場の建設はすでに1910年に開始され、1911年に完成、操業開始を待つばかりとなっていた。会社直営のプランテーションでは、初年度4万トンの甘蔗（作付面積＝約1,000ヘクタール）を収穫し、次年度から徐々に作付面積を拡大する予定であった [SN 3 1929]。ところが、操業初年度の1912/13作物年度に収穫された甘蔗は約9,000トンにすぎず、当初の計画を大きく下回った。1910年代末に収穫面積約1,300～1,500ヘクタール、収穫量3万～5万トン台、20年代初頭には収穫面積約1,700～2,300ヘクタール、収穫量6万～7万トン台に達した（図3）。しかし、これは、製糖工場の甘蔗圧搾能力をフルに活用するために必要な収穫面積・収穫量の2分の1以下であった [QP 5 1919]。かくしてミンドロ開発会社は、操業開始以来、慢性的な赤字に悩まされたのである。

このため、1917年にミンドロ開発会社は形式上解組され、代わって、フィリピン系企業としてミンドロ砂糖会社 (Mindoro Sugar Co.) が設立された。社長には、それまでミンドロ開発会社の支配人を務めた G・H・フェアチャイルド (George H. Fairchild) が

就任した [QP 4 1919; QP 9 1922]。これと同時に、同社は約300万ペソの社債を発行し、マニラ大司教庁が所有＝経営権をもつフィリピン信託会社 (Philippine Trust Co.) が社債の保証人となった。ただし、イギリスや香港の投資家が当初引き受けた社債の半分は、のちにフィリピン信託会社と教会関係機関が買いとったのである [SN 2 1929]。

ミンドロ砂糖会社の設立は、フィリピン議会が可決した法2720号によって認められた特例であった。同法では、同社によるミンドロ島内の土地所有権を認め、その有効期限を30年に限定した [QP 9; 10 1922]。<sup>12)</sup> 他方同法は、同社によるプランテーションの直営を禁止したため、以後サン・ホセ農園の甘蔗作



(出所) SN 1 [1925], Landicho [1952: 243].

(注) \* 1934年以降は作物年度。例えば1934年を1934/35作物年度と読む。

図3 サン・ホセ農園の砂糖生産状況 (1913-1940年)

12) 1914年にフィリピン議会は、修道会領地についても公有地と同様に、個人の場合16ヘクタール、会社の場合1,024ヘクタールの取得制限を設けた。そして、1916年のジョーンズ法 (Jones Act, 法1582号) では、修道会領地の未売却分の処理がフィリピン議会に委ねられることになった [Elliot 1968: 57]。ミンドロ砂糖会社に関する議会の決定は、大土地所有を制限する政府の表向きポーズと対立するものであった。



付地が複数の経営単位に区分され、フィリピン人農業企業家（＝アセンデーロ、hacenderos）による賃労働雇用経営が行われた。しかし、会社のプランテーション直営方式からフィリピン人農業企業家による経営方式への移行は、甘蔗作付面積の急速な拡大をもたらさなかった。当時ミンドロ島では絶対的に労働力が不足しており、農園ではほとんどが他島からの出稼ぎ労働に依存していたからである [QP 3；6 1919]。

毎年の粗糖生産量が予想を大きく下回ったため、サン・ホセ農園では操業以来約10年間、年平均約50万ペソの赤字が計上されたという。社債の保証人としてフィリピン信託会社が、ミンドロ砂糖会社の社債返還能力を疑問視したのは当然のことである [SN 2 1922]。1922年6月、フィリピン政府は法3055号によって、フィリピン信託会社による製糖工場と農園の経営管理を認可した [QP 7；8 1922]。フィリピン政府が1904年にレコレート修道会から買収したサン・ホセ農園は、こうして再度カトリック教会関係機関によって経営管理されることになった。

#### 4. 所有権の移転

1922年9月から正式にフィリピン信託会社がミンドロ砂糖会社の経営管理権を掌握した。1910年以來の投資額はすでに1,000万ペソを超えていたが、経営改善のためにさらに1,000万ペソが投入されたという。にもかかわらずミンドロ砂糖会社の経営不振は続いた。1929年5月、フィリピン信託会社はついに操業資金の枯渇を理由として、サン・ホセ農園の売却に踏み切るのである [SN 2；3；6 1929]。

フィリピン信託会社は、ミンドロ砂糖会社を競売にかけるに当たり、売却価格を約1,000万ペソとした。それは以下の項目からなる負債返済を目的とするためであった。マニラ大

司教庁約554万ペソ、フィリピン政府に対する農園（売却証書第2号）の地価年賦未償還・利子未納額約24万ペソ、フィリピン信託会社約78万ペソ、社債元利約330万ペソ。ハベマイヤーらはミンドロ砂糖会社に対し約600万ペソに及ぶ投資を行なっていたが、彼らの投資は返済の対象として考慮されなかった [SN 3；4；5 1929]。換言すれば、競売はマニラ大司教庁がミンドロ砂糖農園を手に入れるための、形式的ポーズにすぎなかったのである。

競売は結局無期延期された [QP 11；12 1929；SN 5 1929]。この間にフィリピン信託会社に代わって、マニラ大司教庁がミンドロ砂糖会社の経営管理権を握った。1929年8月、マニラ大司教庁は正式にミンドロ砂糖会社を買収した。1932年にミンドロ砂糖会社はフィリピン製糖会社（Philippine Milling Co.）と社名を変更したが、1938年まで実質的にマニラ大司教庁が所有権を掌握し、フィリピン有数のスペイン系資本、エリサルデ商会（Elizalde & Co.）が経営管理を行なった [Landicho 1952：235-236]。

ただし、マニラ大司教庁は1935年と1938年の2度にわたり、サン・ホセ農園における所有面積削減を通告された。まず1935年2月に、政府は、売却証書第2号の対象となった約1万8,000ヘクタールの地価年賦未償還・利子未納額が約57万ペソに及んでいることを理由に、大司教庁に対し会社の土地取得制限1,024ヘクタールを除く土地の返還を要求した。売却証書第3号の対象となった約4,200ヘクタールの土地については、すでに年賦償還済みのため、大司教庁による所有が再確認されたのである [SN 7 1935]。大司教庁は政府の要求に応じて、まず約1万4,000ヘクタールを政府に返還した。しかし、売却証書第2号が対象とする約4,000ヘクタールの土地は依然として大司教庁の手に渡っていた。

政府は1938年1月に再度勧告を行い、約4,000ヘクタールのうち1,024ヘクタールを除く部分の返還を要請したのである〔SN 8 1938〕。

こうして、1939年にフィリピン製糖会社の所有権がエリサルデ商会に移譲された時、同社は、売却証書第2号が対象とした土地の一部1,024ヘクタールと、売却証書第3号が対象とした4,200ヘクタールを合わせた、約5,200ヘクタールの土地を所有することになった。甘蔗作付地はそのうち約1,700ヘクタールであった〔Landicho 1952: 236〕。

### む す び

本稿は、フィリピン政府の修道会領地政策を分析し、サン・ホセ農園がアメリカ系資本に売却された背景を植民地期経済史のなかに位置づけることを目的とした。その結果明らかになった諸点は以下の通りである。

(1) サン・ホセ農園は、フィリピン政府が三つの修道会から買収した修道会領地の一部であった。しかし、同農園は約2万2,000ヘクタールの未開・無住の地であり、小区分の土地に分割して農民に払い下げることができなかった。

(2) 1908・1909年に政府は個人に対して無制限に修道会領地を賃貸・売却できるよう、1904年制定の修道会領地法を改正した。改正法のもとで、フィリピン政府は1909年にアメリカ系糖業資本家の代理人である一アメリカ人に対し、サン・ホセ農園を売却した。これは、いわば法律の網の目をくぐった「合法的」売却であった。

(3) その後まもなく、同農園の一部は形式的にミンドロ開発会社の所有名儀となった。さらに1917年に同社に代わって設立されたミンドロ砂糖会社は、サン・ホセ農園の土地所有権を30年を限度として保有することが

認められた。

(4) しかし、経営難のため同農園は1929年にマニラ大司教庁の手に渡り、さらに1939年にはエリサルデ商会に転売された。この時、同商会の所有地は約5,200ヘクタールに削減されていた。

したがって、アメリカ系資本のサン・ホセ農園への進出と撤退は、アメリカ植民地期フィリピン糖業の資本主義的発展史の縮図といえる。1910年代から20年代に近代的フィリピン糖業の基盤を築いたアメリカ系資本は、1920年代末からの大不況期につぎつぎに撤退し、代わってフィリピン国内資本が優勢を誇るようになったからである。

### 参 考 文 献

#### <一次資料>

- Elliot, Charles Burke. 1968. *The Philippines to the End of the Commission Government*. New York: Greenwood Press. (Reprint; 1st Ed. 1917)
- The Friar-Land Inquiry Philippine Government: Reports by W. Cameron Forbes, Governor-general, Dean C. Worcester, Secretary of the Interior and Frank W. Carpenter, Executive Secretary*. 1910. Manila: Bureau of Printing.
- Philippine Commonwealth. Dept. of Labor. 1937. *Report of the Fact Finding Survey of Rural Problems in the Philippines Submitted to the Secretary of Labor and to the President of the Philippines*. (Unpublished)
- Quezon Papers. Philippine National Library. Subject File. Sugar Trade. Box No. 198A (1912-1936) (以下引用した手紙などを示す。略号 QP)
- QP 1: Letter from C. N. Conner to George H. Fairchild. Manila. March 26, 1913.
- QP 2: Letter from H. Fleischer to George H. Fairchild. Mindoro. March 27, 1913.
- QP 3: Report Mensual. 6 de Febrero, 1919.
- QP 4: Letter from Mindoro Sugar Co. (Horace Havemeyer?) to Manuel

- L. Quezon. New York. May 5, 1919.
- QP 5: Letter from George H. Fairchild to Manuel L. Quezon. New York. May 9, 1919.
- QP 6: Suggestion as to the plan the Government should adopt for the management of the property. 1919.
- QP 7: Resolution adopted by the Board of Directors of the Mindoro Sugar Co. Manila. April 18, 1922.
- QP 8: Resolution adopted by the Board of Directors of the Philippine Trust Co. Manila. April 21, 1922.
- QP 9: Letter from George H. Fairchild to Leonard Wood. Manila. June 14, 1922.
- QP 10: Instrument signed by M. H. Omalley, President of the Philippine Trust Co. Manila. June 21, 1922.
- QP 11: Letter of Dewit, Perkins & Brady to the Trustee of the Mindoro Sugar Co. Oct. 19, 1929.
- QP 12: Letter of Dewit, Perkins & Brady to Michael J. O'Doherty, Roman Catholic Archbishop of Manila. Manila. Oct. 19, 1929.
- Sugar News* (1919-1941) (以下引用した記事を示す。略号 SN)
- SN 1. 1925. Mindoro Sugar Co. Record of Previous Crops. 6(4): 222.
- SN 2. 1929. Mindoro Sugar Estate to be Sold at Auction. 10 (5): 372-373.
- SN 3. 1929. Mindoro Sale May Start Big Legal Battle. 10 (5): 373-374.
- SN 4. 1929. Bank Explains Mindoro Sale. 10 (5): 374-375.
- SN 5. 1929. Mindoro Sale Postponed by Archbishop. 10 (5): 375-376.
- SN 6. 1929. New Firm to Buy Mindoro. 10 (5): 376-377.
- SN 7. 1935. Mindoro Estate Contract Cancelled. 16 (3): 164.
- SN 8. 1938. Mindoro Estate Area to be Cartailed. 19 (2): 63.
- U. S. Bureau of Insular Affairs. 1904. Exhibit G. Detailed and Summarized Statements of the Valuations of the Friars' Estates by Señor Villegas. In *Fourth Annual Report of the Philippine Commission 1903*, Part I, pp. 199-203. Washington: Government Printing Office.
- U. S. House of Representatives. 61st Congress 3d Session. Report No. 2289. 1911. *Administration of Philippine Lands: Report by the Committee on Insular Affairs of the House of Representatives of Interior Department of the Philippine Government Touching the Administration of Philippine Lands and All Matters of Fact and Law Pertaining Thereto, in Pursuance of House Resolution No. 795*. 2 Vols. Washington: Government Printing Office. (略号 APL)
- Worcester, Dean C. 1930. *The Philippines: Past and Present*. New York: MacMillan Co. (Revised Ed.; 1st Ed. 1914)
- <研究書・論文>
- Cunningham, Charles H. 1916. Origin of the Friar Lands Question in the Philippines. *American Political Science Review* 10 (3): 465-480.
- Cushner, Nicholas P. 1973. Meysapan: The Formation and Social Effects of a Landed Estate in the Philippines. *Journal of Asian History* 7 (1): 30-53.
- . 1976. *Landed Estates in the Colonial Philippines*. Monograph Series, No. 20. New Haven: Yale University Southeast Asia Studies.
- Eichner, Alfred S. 1969. *The Emergence of Oligopoly: Sugar Refining as a Case Study*. Baltimore and London: John Hopkins Press.
- Endriga, Jose N. 1969. The Friar Lands in the Philippines during the Spanish and American Regimes. Unpublished M. A. Thesis. University of Wisconsin.
- . 1970. The Friar Lands Settlement: Promise and Performance. *Philippine Journal of Public Administration* 14 (4): 397-413.
- Grunder, Garel A.; and Livezey, William. 1973. *The Philippines and the United States*. Westport: Greenwood Press. (Reprint; 1st Ed. 1951)
- 池端雪浦. 1980. 「フィリピン革命のリーダーシップに関する研究 (1896年8月-1898年4月)」

- 『東洋文化研究所紀要』80: 42-194.
- Lachica, Eduardo. 1971. Sugar and Trust. *Solidarity* 6(5): 32-41.
- Landicho, Macario Z. 1952. *The Mindoro Yearbook: 1901-1951*. Manila: Year Book Publishers.
- McDiarmid, Alice Morrissey. 1953. Agricultural Public Land Policy in the Philippines during the American Period. *Philippine Law Journal* 28 (6): 851-888.
- 永野 善子. 1980a. 「フィリピン糖業の構造的特質 (I) ——アメリカ植民地時代末期の生産形態——」『アジア経済』21(9): 16-37.
- . 1980b. 「フィリピン糖業の構造的特質 (II) ——アメリカ植民地時代末期の生産形態——」『アジア経済』21(11): 38-56.
- Pelzer, Karl J. 1948. *Pioneer Settlement in the Asiatic Tropics*. Social Publication, No. 29. New York: American Geographical Society.
- Reyes, Jose S. 1967. *Legislative History of America's Economic Policy toward the Philippines*. New York: AMS Press. (Reprint; 1st Ed. 1923)
- Roth, Dennis Morrow. 1977. *The Friar Estates of the Philippines*. Albuquerque: University of New Mexico Press.
- . 1982. Church Lands in the Agrarian History of the Tagalog Region. In *Philippine Social History: Global Trade and Local Transformations*, edited by Alfred W. McCoy and Ed. C. de Jesus, pp. 131-153. Quezon City: Ateneo de Manila University Press.
- 滝川 勉. 1963. 「フィリピン土地制度史序説」『農業総合研究』17 (1): 1-64.
- 梅原弘光. 1976. 「フィリピンにおける土地所有権確定事業に関する一考察——とくにアメリカ統治下の事業展開を中心として——」『アジア経済』17 (1・2): 57-71.